

売却区分番号6

| | | | |
|------|------------|-------|----------|
| 見積価額 | 3,460,000円 | 公売保証金 | 350,000円 |
|------|------------|-------|----------|

物件1(土地の表示)
所在地 室戸市室津モスケ
地番 2191番1
地目 宅地
地積 179.79平方メートル

物件2(建物の表示)
所在地 室戸市室津モスケ2191番地1
家屋番号 2191番1
種類 居宅
構造 鉄骨陸屋根葺2階建
床面積 1階 107.75平方メートル
2階 56.00平方メートル

公売財産の表示

その他公売財産に関する情報

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当市が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在地
室戸市室津モスケ2191番地1
- ⑤交通・最寄駅など
室戸市勤労者体育センターより県道をはさんで正面
- ⑥現況
当該物件は、長期間人が住んでいないと思われ、家屋内も確認できていないが、居住が不可能もしくは、大規模な改修が必要だと考えられる。
- ⑦下見会(現地案内)について
本公売物件における下見会(現地案内)は入札日前日まで随時行いますので、ご希望の方は下見希望の日の前日までに室戸市税務課債権管理班まで連絡をお願いします。(土・日・祝日は除きます。)

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
また、当市は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。
なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならぬ場合があります。
- ②公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、当市は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ⑤入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑥見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。
なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑦最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑧落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑨買受代金は必ず納付期限までに当市が確認できるように、一括で納付してください。
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
- ⑩公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑪買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑫権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑬その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑭公売公告の内容は、室戸市税務課内で閲覧できます。
- ⑮公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑭の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。